令和８年（フ）第２３６８号
横浜市中区寿町３丁目11番８号　第三港館４階１号室、住民票上の住所千葉県船橋市海神２丁目９番23号　フェリオ海神102号
債務者　能島　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４０５号
横浜市港北区新吉田東３丁目25番20号　ハーミットクラブハウス高田301
債務者　田島佳奈絵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２５号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目16番15号
債務者　鈴木　吉王
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０号
長野市三輪６丁目23番７号
債務者　結解　庸登
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
長野県須坂市大字日滝336番地２　カーサメーラ203
債務者　岡村　幸寿
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３５６号
静岡県伊豆の国市南條184番地の２　高野ハイツ　208号
債務者　土肥　竹雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
島根県出雲市大津町3751番地　市営大津西谷住宅６―632
債務者　矢田　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５７３号
前住所：岡山市南区福田324番地７　パナハイツ芳泉Ａ201号
債務者　梅川由美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６００号
岡山県赤磐市稗田866番地６
債務者　楢原優希那
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３号
山口県宇部市大字船木190番地　楠ハイツ１号館121号
債務者　右田　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３６号
山口県宇部市大字西岐波1552番地３
債務者　田中亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３７号
山口県宇部市明神町２丁目１番16―406号
債務者　武智　泰範
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１６９５号
福岡市南区横手１丁目12番１号　サンフラワービル701号
債務者　柴田香奈子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８２号
福岡市南区大橋４丁目８番１―401号　グレーコート大橋
債務者　藏元　鉄哉
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９７号
福岡市中央区清川１丁目４番１―205号　ロイヤル渡辺通154
債務者　桑野　稔之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２２号
福岡市博多区比恵町３番11―912号　エンクレスト博多駅東
債務者　小柳　正子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２００８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬995番地３　ドゥプレイス篠栗Ⅲ402号
債務者　長埜美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部